

「人権教育のための国連10年京都府行動計画」に関する調査の概要について

1 調査の概要

(1) 調査目的

「人権教育のための国連10年京都府行動計画」に基づく様々な取組の府民への浸透状況を把握し、今後の府における人権教育・啓発を効果的に推進するための参考資料とする。

(2) 調査対象

京都府内（京都市を除く。）在住の満20歳以上の府民

(3) 調査実施時期

平成13年3月～4月

(4) 標本数

1,500人（各市町村の選挙人名簿から無作為抽出）

(5) 調査方法

郵便送付・回収

(6) 回収状況

回収調査票数 790（回収率：52.67%）

2 調査結果の概要

(1) 人権問題に関する府民の意識等

ア 人権問題の関心度〔問1関係〕

- ◆ 質問で例示したすべての人権問題について、「関心がある」又は「少し関心がある」とした者の割合は6割を超えており、人権問題に対する府民の関心が高いことがうかがえる。

〔人権問題の関心度〕			
「関心がある」又は「少し関心がある」としたものの割合			
区 分	回答者の割合	H5府民意識調査	
同和問題	71.65%	44.9%	
女性の人権問題	79.87	28.9	
子どもの人権問題	81.39	—	
高齢者の人権問題	83.67	—	
障害者の人権問題	87.59	57.5	
在日外国人の人権問題	65.44	32.1	
エイズ患者・HIV感染者の人権問題	74.94	—	
路上生活者の人権問題	60.12	—	
犯罪被害者及びその家族の人権問題	78.60	—	
学校での「いじめ」や「体罰」の問題	—	72.5	
アイヌ（ウタリ）問題	—	13.2	

※H5府民意識調査＝関心のある人権問題を選択（複数回答）
 ※今回の調査＝例示した人権問題それぞれについて関心度を回答

イ 差別についての考え方・人権侵害に対する態度（問4・7関係）

- ◆ 「差別についての考え方」、「身近な人の人権侵害に対する態度」については、平成5年度府民意識調査の結果とほぼ同様の回答傾向が現れている。
- ◆ 「差別についての考え方」について、各事例ごとに平成5年度府民意識調査からの推移を見てみると、「貸家と外国人」については『差別だと思う』とした者が大幅に増加し『差別とは思わない』とした者が大幅に減少しているが、「男は仕事・女は家

庭」については『差別だと思う』とした者が減少し、『差別とは思わない』としたものが増加しているなど一様ではない。

- ◆ 「身近な人の人権侵害に対する態度」については、注意したり話し合うなどの積極的姿勢を示した者・なにもしないとした者・わからないとした者の割合は、「身近な人の同和問題に関する差別発言に対する態度」に限定した平成5年度府民意識調査とほぼ同じであり、人権侵害に対する積極的な態度の形成は、人権問題全般に関しても同和問題と同程度まで進んできているものとうかがえる。

[差別についての考え方：問4]

事	例	差別だと思う	差別とは思わない	いちがいに言えない	未回答
就職試験と母子家庭	今回	75.32%	1.90%	18.61%	4.18%
	H5	67.4	2.6	26.3	3.7
男は仕事・女は家庭	今回	32.28	18.73	44.68	4.30
	H5	42.0	11.2	44.7	2.1
住宅と同和地区	今回	56.46	9.37	28.73	5.44
	H5	58.3	12.5	25.6	3.7
貸家と外国人	今回	52.28	6.96	35.06	5.70
	H5	40.2	34.5	22.5	2.8
精神病院の建設	今回	46.58	11.14	37.34	4.94
	H5	—	—	—	—

[人権侵害に対する態度：問7]

回 答 肢	今 回	H 5
人権を侵害する態度であることを注意したり話し合うと思う (差別のまちがいについてその人と話し合う)	43.42%	31.2%
(問題をよく知っている人を交えて話し合う)	—	13.3
なにもしないでそのままにしておくと思う	19.49	17.8
わからない	30.63	29.5
未回答	6.46	8.2

※ () は、今回調査と異なる場合における平成5年度府民意識調査の回答肢

ウ 人権尊重に関する取組等の認知状況（問18関係）

- ◆ 人権尊重に関する取組等の認知状況についての質問に対して、『知っている』とした者の割合は、最も多い「児童虐待防止法」でも約4割で、全体的に認知度は低い。

[人権尊重に関する取組等の認知状況：問18]

「知っている」とした者の割合

① 児童虐待防止法	41.90%
② 世界人権宣言	35.44
③ 人種差別撤廃条約	22.91
④ 国際障害者年	22.53
⑤ 女子差別撤廃条約	20.76
⑥ 男女共同参画社会基本法	14.94
⑦ 国際高齢者年	9.11
⑧ 人権教育のための国連10年	5.32

(2) 人権教育・啓発の機会と効果（問14・16関係）

ア 機 会

- ◆ 人権問題に関する研修会、講演会等に『参加したことがある』とした者は、約半数である。
- ◆ 人権問題について、府や市町村の広報誌（紙）や新聞記事、ラジオ・テレビ放送等様々な媒体を通じて、一度も『読んだり見たりしたことがない』者は約3%で、ほとんどの府民が人権問題について情報を入手する機会を得ているものと考えられる。

[人権問題に関する研修会、講演会等の参加状況：問14]

参加したことがある	47.22%
参加したことがない	51.01%

[人権問題に関する広報誌等の閲読状況：問16]

読んだり見たりしたことがない	2.66% (790人中 21人)
----------------	-------------------

[「何回となく読んだり見たりした」者が多い広報誌等（上位5位）：問16]

① 府や市町村の広報誌（紙）	48.61%
② 新聞	43.16%
③ ラジオ・テレビ	40.13%
④ 掲示物（ポスター等）	38.61%
⑤ 冊子・パンフレット	26.20%

イ 効 果

- ◆ 人権問題について、研修会、講演会等に参加したり、広報紙等で読んだり見たりしたことがある者は、そうでない者に比べて「差別に対する考え方」について正しく認識し、「人権侵害に対する態度」として注意するなどの積極的姿勢を示す割合が高いことから、今後とも、あらゆる場・あらゆる機会を通じて、息の長い人権教育・啓発を実施していくことが必要と考えられる。

[研修会、講演会等の参加状況・広報紙等の閲読状況と人権意識]

① 差別についての考え方（問4×問14・16）

参加等の経験		差別だと思ふ	差別とは思わない	一概に言えない	未回答
研修等	参加したことがある	56.51%	9.06%	31.15%	3.27%
	参加したことがない	49.06%	10.12%	34.44%	6.38%
広報紙等	読んだり見たりしたことがある	55.81%	9.15%	32.48%	2.56%
	読んだり見たりしたことがない	47.97%	10.30%	33.47%	8.27%

※ 「就職試験と母子家庭」等各事例の総合計について分析

※ 「参加したことがない」・「読んだり見たりしたことがない」には未回答を含む（次表も同様）

② 身近な人の人権侵害に対する態度（問7×問14・16）

参加等の経験		注意したり話し合う	なにもしない	わからない	未回答
研修等	参加したことがある	54.69%	15.01%	25.47%	4.83%
	参加したことがない	33.33%	23.50%	35.25%	7.92%
広報紙等	読んだり見たりしたことがある	48.48%	17.67%	29.00%	4.85%
	読んだり見たりしたことがない	36.18%	22.10%	32.97%	8.75%

(3) 人権教育・啓発の必要性（問3関係）

- ◆ 「人権が尊重されていると思うか」という質問に対して、『尊重されている』及び『ある程度尊重されている』とした者の割合は、最も高い「女性の人権問題」でも6割に満たず、様々な人権問題について、『尊重されていない』と感じている府民が多いことがうかがえる。
- ◆ これらの人権問題を解決するためには、それぞれの課題に個別・具体的に対応する施策と相まって、様々な人権問題に関する正しい認識を広め、府民の理解を深めるための教育・啓発を引き続き推進することが必要と考えられる。

〔人権問題の状況〕
『尊重されている』及び『ある程度尊重されている』としたものの割合

同和問題	52.53%
女性の人権問題	58.74
子どもの人権問題	55.44
高齢者の人権問題	54.81
障害者の人権問題	53.42
在日外国人の人権問題	25.57
エイズ患者・HIV感染者の人権問題	19.75
路上生活者の人権問題	10.25
犯罪被害者及びその家族の人権問題	10.64

(4) 今後の人権教育・啓発の方向

ア 同和問題に関する教育・啓発の推進（問5・6・9関係）

- ◆ 同和地区外の人が同和地区出身者のことを『気にしたり意識したりしていると思う』とした者と、『気にしたり意識したりしていないと思う』とした者はほぼ同数である。
- ◆ 「気にしたり意識したりする場合」としては、『結婚するとき』をあげた者が圧倒的に多い。
- ◆ 「同和地区の人との結婚についての意見」には、平成5年度府民意識調査と回答肢の構成が異なるもののほぼ同様の回答傾向が現れており、『子供の意志を尊重し問題にしない』とした者は約4割に止まっている。
- ◆ こうしたことから、同和問題に関する正しい認識を広げ、府民の理解を深めるための教育・啓発を、引き続き推進することが必要と考えられる。

〔同和地区の人についての意識：問5・6〕

① 同和地区以外の方は、同和地区出身者を気にしたり意識したりしていると思うか

気にしたり意識したりしていると思う	36.84%
気にしたり意識したりしていないと思う	36.96

② 同和地区出身者を気にしたり意識したりする場合（複数回答：上位3位）

① 結婚するとき	85.48%
② 隣近所で生活するとき	29.04
③ 雇うとき	22.77
③ 子どもを同じ学校に通学させるとき	22.77

〔同和地区の人との結婚についての意見：問9〕
 子どもの結婚相手が同和地区出身者であると分かった場合

回 答 肢	今 回	H 5
子どもの意思を尊重し、問題にしない (親が口出しすべきではなく、子どもの意思を尊重する)	41.65%	40.4%
親としては反対だが、子どもの意思を尊重する (親としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方がない)	30.76	35.5
家族や親戚の反対があれば、結婚は認めない	4.18	8.6
絶対に結婚は認めない	4.81	4.9
わからない	15.57	
未回答	3.04	10.5

※ () は、今回調査と異なる場合における平成5年度府民意識調査の回答肢

イ 公正な採用選考に関する教育・啓発の推進（問10関係）

- ◆ 就職の採用選考において、家庭状況、思想、信条、宗教など応募者本人の適性・能力以外の要素によって判断するという考えを示した者はわずかであるが、『応募者本人の適性・能力のみ』によるべきと明確に表明した者は全体の半数に満たず、「応募者の適性・能力による公正な採用選考」が十分に浸透していない状況がうかがえる。
- ◆ 平成11年12月には、労働者の個人情報収集、保管等の取扱いに関するルールを定め、労働者の保護を十分に確保する目的で職業安定法の改正が行われ、あわせて社会的身分、門地、本籍や思想・信条などの個人情報の収集を原則禁止する労働大臣指針が公表されたところであるが、こうした取組みも含め法改正の趣旨が十分浸透していない状況がうかがえるため、「応募者の適性・能力による公正な採用選考」について周知し理解を深めるための啓発を、引き続き推進することが必要と考えられる。

〔就職と身元調査についての意見〕

採用選考は、応募者本人の適性・能力のみによるべき	45.95%
どちらかと言えば、応募者本人の適性・能力がより重視されるべき	44.81
どちらかと言えば、家庭状況、思想、信条、宗教などがより重視されるべき	2.15
家庭状況、思想、信条、宗教などが重視されるべき	0.63
わからない	4.18
未回答	2.28

ウ 人権感覚の豊かな社会の実現を目指した教育・啓発の推進（問2・12関係）

- ◆ 質問で例示した以外に関心のある人権問題として、職場における人権問題をあげた者が多く、また自分の人権が侵害された経験として、職場における差別やいじめ、セクハラ等をあげた者が多い。
- ◆ 人権が尊重される職場づくりを進めるための教育・啓発については、「京都人権啓発行政連絡協議会」が取り組む「企業内同和問題啓発推進員」の設置や企業・団体役員研修会等を通じて行っているが、今後とも、「企業内同和問題啓発推進員」の設置促進や資質向上などの取組が必要と考えられる。
- ◆ また、自分の人権が侵害された経験として、職場のほかに学校や家庭、地域での経験をあげる者も多く、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できる人権感覚の豊かな社会の実現を目指した教育・啓発を推進することが必要と考えられる。

〔関心のある人権問題：問2（回答総数：102件）〕

職場における人権	20件
学歴による差別	7
貧困等社会的弱者の人権	6
犯罪者の人権	4
家庭内での暴力・いじめ	4
人種差別、民族差別	4
マスコミによる人権侵害	4
精神病患者等の人権	4
出身地・方言等による差別	3
宗教による差別	3
その他（母子家庭・離婚家庭の人権、同性愛者の人権等）	43

※ 調査票の記載内容により、同和・人権啓発室で類型化した区分

〔人権を侵害された内容：問12（回答総数：162件）〕

職場での差別、いじめ、いやがらせ	34件
学校でのいじめ（生徒間、教師から）	30
夫や家族によるいじめや暴力	18
職場でのセクハラ	17
住んでいる地域での差別やいじめ	8
母子家庭、一人親等を理由とする差別やいじめ	8
就職採用時の差別やいじめ	6
その他（痴漢行為、思想信条による差別等）	41

※ 調査票の記載内容により、同和・人権啓発室で類型化した区分

(5) 効果的な手法による人権教育・啓発の推進（問17関係）

- ◆ 人権問題の理解等に役立つとして最も期待が大きいのは「学校での人権教育」で、マスメディアを利用した啓発活動（「ラジオ・テレビ」「新聞記事・意見広告」）がこれに次いでいる。
- ◆ こうした結果も踏まえ、より効果的な手法を用いた人権教育・啓発を推進することが必要と考えられる。

〔人権問題の理解等に役立つと思われる啓発活動（主なもの）〕

学校での人権教育	54.94%
ラジオ・テレビ	43.16
新聞の記事・意見広告	28.10
実態を見たり当事者の話を聞くなど	27.97
府や市町村の広報誌（紙）	27.85
地域で行われる研修会、講演会等	26.46

調 査 票

人権問題についておたずねします。

問1 あなたは、次にあげた人権問題についてどの程度関心がありますか。A～Iの各事項ごとにあてはまる番号に○をつけてください。

事 項	関心がある	少し関心がある	関心がない
A 同和問題	1	2	3
B 女性の人権問題	1	2	3
C 子どもの人権問題	1	2	3
D 高齢者の人権問題	1	2	3
E 障害者の人権問題	1	2	3
F 在日外国人の人権問題	1	2	3
G エイズ患者・HIV感染者の人権問題	1	2	3
H 路上生活者の人権問題	1	2	3
I 犯罪被害者及びその家族の人権問題	1	2	3

問2 問1にあげた人権問題以外で、あなたが関心のある人権問題があれば、具体的にお書きください。

()

問3 あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか。A～Jの各事項ごとにあてはまる番号に○をつけてください。

事 項	尊重されている	ある程度尊重されている	あまり尊重されていない	尊重されていない	尊重されているかどうかわからない
A 同和地区出身者の人権	1	2	3	4	5
B 女性の人権	1	2	3	4	5
C 子どもの人権	1	2	3	4	5
D 高齢者の人権	1	2	3	4	5
E 障害者の人権	1	2	3	4	5
F 在日外国人の人権	1	2	3	4	5
G エイズ患者・HIV感染者の人権	1	2	3	4	5
H 路上生活者の人権	1	2	3	4	5
I 犯罪被害者及びその家族の人権	1	2	3	4	5
J その他（問2でお答えいただいた人権）	1	2	3	4	5

問4 あなたは、次にあげた事例について差別だと思われますか。A～Eの各事項ごとにあてはまる番号に○をつけてください。

事 項	差別だと思う	差別とは思わない	いちがいに言えない
A 就職試験の成績や面接結果が、他の人よりも良かったにもかかわらず、母子家庭であることを理由に不採用とされた。	1	2	3
B 子育てが終わったので、妻は外へ働きに出たいと考え夫に相談したところ、夫は「男は仕事・女は家庭」と言って、妻が働くことに反対した。	1	2	3
C 子どものある人が手頃な家を見つけたが、近くに同和地区があり、同じ通学区域になることがわかったので、買うのをとりやめた。	1	2	3
D 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた。	1	2	3
E 建設される病院が精神病院であると聞き、その建設に反対した。	1	2	3

問5 同和地区出身者に対する同和地区外の人達の考え方や意識についておたずねします。あなたは、同和地区外の人達が日常生活の中で、同和地区出身者のことを、気にしたり、意識したりしていると思われませんか。次の中からあてはまる番号に○をつけてください。

- 1…気にしたり意識したりしていると思う
- 2…気にしたり意識したりしていないと思う
- 3…わからない

問6 問5で「1 気にしたり意識したりしていると思う」とお答えの方におたずねします。

どういう場合に、気にしたり意識したりしていると思われませんか。次の中からあてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1…結婚するとき
- 2…雇うとき
- 3…同じ職場で働くとき
- 4…子どもを同じ学校に通学させるとき
- 5…隣近所で生活するとき
- 6…同じ団体（町内会、PTA、婦人会など）のメンバーとして活動するとき
- 7…仕事の上でかかわりをもつとき
- 8…その他（具体的にお書きください。）

[]

問7 あなたの身近な人が、問3にあげた人権を侵害するような言葉や態度を示した場合、あなたはどのように思われますか。次の中からあてはまる番号に○をつけてください。

- 1…人権を侵害するような言葉や態度であることを注意したり、話し合うと思う。
- 2…なにもしないでそのままにしておくと思う。
- 3…わからない。

問8 あなたは、次にあげた事柄についてどう思われますか。A～Eの各事項ごとにあてはまる番号に○をつけてください。

事 項	当然のことと思う (いつも気にしている)	おかしいと思うが、 自分だけが反対しても仕方がない	まちがっていると思 うし、なくしてい かなければと思う	わから ない
A 「ひのえうま」の生まれの女性との結婚をいやがる風習	1	2	3	4
B 結婚式は「大安」の日でないといけないという風習	1	2	3	4
C 結婚の相手を決めるときに、家柄とか血筋（ちすじ）を問題にすること	1	2	3	4
D 結婚の相手を決めるときに、相手方の身元を調査すること	1	2	3	4
E 家を建てるときに、方角が良いとか良くないとかいう風習	1	2	3	4

問9 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手が同和地区出身者と分かった場合、あなたはどのように思われますか。次の中からあてはまる番号に○をつけてください。

- 1…子どもの意思を尊重し、問題にしない。
- 2…親としては反対だが、子どもの意思を尊重する。
- 3…家族の者や親戚の反対があれば、結婚は認めない。
- 4…絶対に結婚は認めない。
- 5…わからない。

問10 就職の採用選考に当たって、応募者の適性・能力とは関係のない家庭状況（家族の職業、収入、住宅状況等）、思想、信条、宗教などを質問したり、身元を調査したりして、採用を決める際の判断材料とすることについて、あなたはどのように思われますか。次の中からあてはまる番号に○をつけてください。

- 1…採用選考は、応募者本人の適性・能力のみによるべき。
- 2…どちらかと言えば、応募者本人の適性・能力がより重視されるべき。
- 3…どちらかと言えば、家庭状況、思想、信条、宗教などがより重視されるべき。
- 4…家庭状況、思想、信条、宗教などが重視されるべき。
- 5…わからない。

問11 あなたは、これまでに自分の人権が侵害されたことがありますか。次の中からあてはまる番号に○をつけてください。

- 1…侵害されたことがある。
- 2…侵害されたことがない。

問12 問11で「1 侵害されたことがある。」とお答えの方におたずねします。差しつかえなければ侵害の内容について、記載例を参考に、具体的にお書きください。

(例)・職場でのセクハラ ・学校でのいじめ ・夫や恋人による暴力

問13 日本の人権の状況について、あなたはどのように思われますか。A・Bの各事項ごとにあてはまる番号に○をつけてください。

事 項	そう思う	いちがいに 言えない	そうは思 わない	わからな い
A 今の日本は、基本的人権が尊重され ている社会である。	1	2	3	4
B 国民一人ひとりの人権意識は、10 年前と比べて高くなっている。	1	2	3	4

人権教育・啓発についておたずねします。

問14 あなたは、問1にあげたような人権問題に関する研修会や講演会等に参加されたことがありますか。次の中からあてはまる番号に○をつけてください。

- 1…参加したことがある。
- 2…参加したことがない。

問15 問14で「1 参加したことがある。」とお答えの方におたずねします。あなたが参加された研修会、講演会等は、どのようなものでしたか。次の中からあてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1…府や市町村（教育委員会を含む。）が主催した研修会、講演会等
- 2…学校やPTAが主催した研修会、講演会等
- 3…お勤めの職場や職種・業界団体等が主催した研修会、講演会等
- 4…各種団体が主催した研修会、講演会等
- 5…その他（具体的にお書きください。）

問16 あなたは、これまでに人権問題について、広報誌やパンフレット、新聞、ラジオなどで見たり聞いたりされたことがありますか。A～Jの各事項ごとにあてはまる番号に○をつけてください。

事 項	何回となく 読んだり見 たりした	1～2回は 読んだり見 たりした	読んだり見 たりしたこ とはない
A 府や市町村の広報誌（紙）	1	2	3
B 社内報	1	2	3
C 冊子・パンフレット	1	2	3
D 新聞	1	2	3
E 雑誌・週刊誌	1	2	3
F 書籍	1	2	3
G ラジオ・テレビ	1	2	3
H 映画・ビデオ	1	2	3
I 掲示物（ポスター等）	1	2	3
J ホームページ	1	2	3

問17 あなたは、人権問題について理解や認識を深めるためには、どのようなものが役立つと思われますか。次の中から役立つと思われる番号を3つ以内で○をつけてください。

- 1…お住まいの地域で行われる研修会、講演会等
- 2…お勤めの職場や職種・業界団体等による研修会、講演会等
- 3…小・中学校など学校での人権教育
- 4…府や市町村の広報誌（紙）
- 5…社内報
- 6…冊子・パンフレット
- 7…新聞の記事・意見広告
- 8…雑誌や週刊誌の記事
- 9…人権問題に関する書籍
- 10…ラジオ・テレビ
- 11…映画・ビデオ
- 12…実態を見たり自らが体験し、当事者の話を聞く
- 13…その他（具体的にお書きください。）

人権尊重の取組についておたずねします。

問18 国内外で様々な人権尊重のための取組が行われていますが、人権に関する次のような事柄をあなたは知っていますか。A～Hの各事項ごとにあてはまる番号に○をつけてください。

事 項	知 っ て い る	名 称 は 知 っ て い る が 内 容 は 知 ら な い	知 ら な い
A 世界人権宣言	1	2	3
B 人種差別撤廃条約	1	2	3
C 女子差別撤廃条約	1	2	3
D 人権教育のための国連10年	1	2	3
E 国際障害者年	1	2	3
F 国際高齢者年	1	2	3
G 男女共同参画社会基本法	1	2	3
H 児童虐待防止法	1	2	3

↓
(次のページへ)

最後に、あなたご自身のことについておたずねします。

問21 あなたの性別は。(次の中からあてはまる番号に○をつけてください。)

- 1…男性
2…女性

問22 あなたの年齢は。(次の中からあてはまる番号に○をつけてください。)

- 1…20歳代
2…30歳代
3…40歳代
4…50歳代
5…60歳代
6…70歳代
7…80歳以上

問23 あなたの職業は。(次の中から、あてはまる番号に○をつけてください。)

区 分	説 明
1 雇われている人(従業員30人以上)	会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人を言い、住み込みの家事手伝い、日々雇用されている人を含む。
2 雇われている人(従業員30人未満)	
3 パートタイムやアルバイトで雇われている人	学生を除く。
4 会社などの役員	会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事などの役員をいう。
5 自営業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・弁護士・著述家などをいう。
6 家族従事者	農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族をいう。
7 家庭内の賃仕事	材料が支給され、大がかりな固定的設備を必要としない仕事を、自宅で一人で行っている場合をいう。
8 家事に従事している人	家事をしていて、他に収入を伴う仕事をしていない人をいう。
9 学生	高等学校・大学などに通学している人(雇われている人を除く)をいう。
10 その他	1～9のいずれの区分にも該当しない場合をいう。

問24 あなたのお住まいの地域は。(次の中からあてはまる番号に○をつけてください。)

- 1…北部地域 (福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・三和町・夜久野町・大江町・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町・峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町)
- 2…中部地域 (亀岡市・京北町・美山町・園部町・八木町・丹波町・日吉町・瑞穂町・和知町)
- 3…南部地域 (宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・大山崎町・久御山町・井手町・宇治田原町・山城町・木津町・加茂町・笠置町・和束町・精華町・南山城村)

ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒に入れてご返送ください。